

重 要 事 項 説 明 書

(令和6年 6月1日 現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	医療法人琉心会 勝山病院 指定介護予防通所リハビリテーション
・開設年月日	平成28年1月1日
・所在地	沖縄県名護市屋部468番地の1
・電話番号	0980-53-7777
・ファックス番号	0980-52-7130
・保健医療機関通知番号	病院 (0910532号)
・介護保険事業所番号	4710910532

(2) 指定介護予防通所リハビリテーションの目的と運営方針

指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法・言語療法を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- ① 当事業所では、指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法、言語療法を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法・その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ② 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- ③ 当事業所では、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ 当事業所では明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 勝山病院指定介護予防通所リハビリテーション職員体制

	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容
・医 師	1名	6名	病院と兼務
・作 業 療 法 士	1名	1名	リハビリテーション
・理 学 療 法 士	1名	5名	リハビリテーション
・言 語 聴 覚 士		0名	リハビリテーション
・介 護 職 員	8名		基本的動作の介助

2. サービス内容

当事業所では、以下のサービスを実施します。

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 医学的管理・看護
- ③ 介護（介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を実施）
- ④ 機能訓練（リハビリテーション、集団体操、自主運動）
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ その他

指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割（対象利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合により）の支払いを受けるものとする。

3. 営業日並び営業時間

第1条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- | | |
|--------|--|
| 1 営業日 | 月曜日～土曜日
但し、日曜祝祭日、旧盆
年末年始（12月30日～1月3日）を除く |
| 2 営業時間 | 09：00～16：00（月～金）
09：00～12：00（土） |
| 3 提供時間 | 09：00～10：30（1単位）
10：30～12：00（2単位）
14：20～15：50（3単位） |

4. 利用者定員

事業所の利用者定員は次のとおりとする

利用者定員 20名（通所リハ含む）

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

名護市、本部町、今帰仁村の区域とする。

（但し、利用者から希望要請がある場合は調整もありうる）

6. 利用料金

(1) 基本料金

・施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です）

・要支援 1	2,268円
・要支援 2	4,228円

※1年以上利用経過された方に関して安くなります。

1月につき	要支援1	-120円
	要支援2	-240円

・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（3年以上勤続数者が30%以上配置）

1月につき	要支援1	24円
	要支援2	48円

通所リハ科学的介護推進強化加算

1月につき 40単位

算定要件

- （1）入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身等の状況に係る基本的な状態を厚生労働省に提出していること
- （2）必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他 サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用していること

・介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 8,3%

基本料金に各加算減算を加えた1月あたりの利用者負担額に8,3%を乗じた額

お支払方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日（20日が日曜祝祭日の際はその前日）までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、施設事務所窓口での現金でのお支払いか、銀行振込の2方法があります。利用契約時にご相談ください。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の歯科診療所に協力をいただき、必要時には対応を図ります。

- ・協力歯科医療機関
- ・名称 まきや歯科
- ・住所 名護市大東1丁目18番11号
- ・緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 緊急時の対応

- (1) 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め介護医療事故を防止するための体制を整備する。その他、緊急の事態が生じたときは、速やかに当院主治医に連絡を行い連携を図ると共に、当該利用者に係る居宅支援事業所等に連絡する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的な機関での診療を依頼する

9. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する事故などの関しては、当事業所に起因する原因の有無にかかわらず、利用者及び代理人に経緯説明するとともに、事後の対応に関しても最善を努めます。
- (2) 損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

10. 施設利用に当たっての留意事項

- 1 サービスの利用にあたっては、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。
- 2 事業所は、事業サービスの提供に際し、事前に利用者又はその家族に対し、運営規定・サービス内容の概要及び重要事項を記した同意書を交付し署名・捺印を受けるものとする。
- 3 従事者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう、指示を行う。
- 4 従業員は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること。

1 1. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回（勝山病院と共同で行うものとする）

1 2. 高齢者虐待の防止のための指針

第2条 勝山通所リハビリ（以下「事業所」という）は、虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- 二 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回）かつ必要に応じて虐待防止委員会を開催する。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための担当者を置くこと
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く事

1 3. 要望及び苦情等の相談

①当事業所併設の勝山病院には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しています。お気軽にご相談下さい。要望や苦情なども、支援相談担当にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

または、備え付けの用紙で「意見箱」に投函してください。

連絡先：TEL 0980-53-7777

地域部 地域連携室 山城 つきえ

地域部 医事課 金城 静子

事業所は事業サービスの提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した同意する旨の文書を交付し署名（記名捺印）を受けるとする。

②行政機関その他苦情受付機関

●沖縄県

⇒沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課

電話 098-866-2214 (祝祭日を除く月～金の8時～17時)

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県庁3階)

●国保連合会

⇒沖縄県国民健康保険団体連合会介護サービス情報処理相談窓口

電話 098-860-9026 (祝祭日を除く月～金の8時～17時)

●沖縄県介護保険広域連合

⇒沖縄県介護保険広域連合

電話 098-911-7505

●地域包括支援センター

⇒名護市地域包括支援センター

電話 0980-43-0022

⇒今帰仁村地域包括支援センター

電話 0980-51-5744

⇒本部町地域包括支援センター

電話 0980-51-5744

●各市町村

⇒名護市 市民福祉部 介護長寿課

電話 0980-53-1287

⇒今帰仁村 福祉保健課

電話 0980-51-5744

⇒本部町 福祉課

電話 0980-47-2165

<別紙1>

個人情報の利用目的

(令和3年 4月1日 現在)

勝山病院指定通所リハビリテーション事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[指定通所リハビリテーション内部での利用目的]

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所内部での利用に係る利用目的]

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当事業所において行なわれる学生の実習への協力
 - 当事業所において行なわれる事例研究

[他の事業所等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

同意書

令和 年 月 日

指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

通所リハビリテーション 説明者

職 :

氏名 : 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定通所リハビリテーションの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

ご家族住所

氏名 印
(続柄)